

ジェネティックエキスパート認定制度規則

(2014年12月12日制定)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この制度は、遺伝学的検査、体細胞遺伝子検査などヒトを対象とした遺伝子関連検査や遺伝情報を取り扱うにあたり、情報を適確に選択して検査・解析結果を正確に解釈し、その意義を迅速かつわかりやすく医療者に報告・説明でき、検査・解析の精度管理に携わるとともに、データベース等に基づいて検査法の開発を主導できる遺伝子診療の専門家を養成・認定し医療に貢献することを目的とする。

(認定制度)

第2条 日本遺伝子診療学会は、前条の目的を達成するために、ジェネティックエキスパート認定制度を設ける。

第2章 日本遺伝子診療学会・ジェネティックエキスパート

(申請資格)

第3条 ジェネティックエキスパートとして認定を受けようとする者は、次の各号に掲げるすべてに該当し、かつ定められた期間内にジェネティックエキスパート認定制度委員会の実施するジェネティックエキスパート認定試験（以下認定試験という）に合格しなければならない。

- (1) 日本遺伝子診療学会の会員である者。継続年数は別に定める。
- (2) 遺伝医学あるいは遺伝学的検査、体細胞遺伝子検査などヒトを対象とした遺伝子関連検査に関係した学術活動（論文発表、学会発表、講習会・セミナー参加等）を行っている者。詳細については別に定める。
- (3) ジェネティックエキスパート到達目標（以下到達目標という）に記載されている能力を有する者。到達目標については別に定める。
- (4) ジェネティックエキスパート認定制度委員会が実施する臨床遺伝情報検索講習会（または旧遺伝子技術講習会）を受講すること。必要受講回数は別に定める。
- (5) 遺伝医療あるいは遺伝学的検査、体細胞遺伝子検査などヒトを対象として医療に資する目的の遺伝子関連検査に関わる施設での実務経験が3年以上あり、それを証明するにあたって2名の推薦者を得ること。詳細については別に定める。

(認定試験の受験手続)

第4条 認定試験を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類に所定の受験料を添えて、所定の期日までに、ジェネティックエキスパート認定制度委員会に提出しなければならない。

- (1) ジェネティックエキスパート認定申請書
- (2) 履歴書
- (3) 学術活動記録
- (4) 臨床遺伝情報検索講習会修了証書のコピー
- (5) その他必要書類一式

(認定試験の実施)

第5条 認定試験は、毎年1回実施する。

(1) 認定試験は、分子遺伝学、細胞遺伝学、生化学遺伝学、臨床遺伝学等、遺伝医学領域全般に関する筆記試験および各種オンラインデータベースを使用した臨床遺伝情報の検索実技試験で行う。

(2) 認定試験の期日、その他の認定試験の実施について必要な事項は、毎年度当初に公示する。

(ジェネティックエキスパートの認定)

第6条 ジェネティックエキスパート認定制度委員会は、認定試験に合格し、所定の認定料を納入した者に対して日本遺伝子診療学会に推薦し、理事長がジェネティックエキスパートに認定する。

(ジェネティックエキスパート認定証)

第7条 ジェネティックエキスパートと認定された者は、ジェネティックエキスパート認定証の交付を受けることができる。

(ジェネティックエキスパート認定の取り消し)

第8条 ジェネティックエキスパート認定制度委員会は、ジェネティックエキスパートとして認定された者が次の各号の一つに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 裁判所において失踪宣告を受けたとき。
- (2) 第4条各号における文書の記載事項に事実と重大な相違があり、ジェネティックエキスパートとしての資格に欠けるものと認められるとき。
- (3) 本学会を退会したとき。
- (4) 本学会会員として体面を汚すような行為のあったとき。

(ジェネティックエキスパートの認定期間)

第9条 ジェネティックエキスパートの認定期間は5年とし、5年毎に認定を更新する。資格の更新の条件及び手続きは、別に定める。

第3章 ジェネティックエキスパート認定制度委員会

(ジェネティックエキスパート制度を運用する機関)

第10条 日本遺伝子診療学会は、本制度の運用のためジェネティックエキスパート認定制度委員会を設置する。

(議事)

第11条 ジェネティックエキスパート認定制度委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 認定試験受験者の受験・申請資格の審査に関すること。
- (2) 認定試験の問題作成及び実施に関すること。
- (3) ジェネティックエキスパートの登録及び認定証の交付に関すること。
- (4) ジェネティックエキスパートの認定・更新に関すること。
- (5) 受験資格に係わる講習会の企画と実施に関する業務。
- (6) 本認定制度の模擬試験問題作成に関する業務。
- (7) その他必要な業務。

(委員)

第12条 ジェネティックエキスパート認定制度委員会は、日本遺伝子診療学会理事会から推薦された委員(内1名は同学会理事)およびジェネティックエキスパート認定制度委員会が必要と認めた委員をもって構成する。但し、ジェネティックエキスパート認定制度委員会が必要と認めた委員については理事会の承認を得て理事長が任命する。

- (1) 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (2) 委員に欠員が生じたときは、日本遺伝子診療学会理事会の推薦、またはジェネティックエキスパート認定制度委員会の推薦者を理事会が承認し理事長が任命することにより補充する。但し、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) ジェネティックエキスパート認定制度委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

(会議)

第13条 ジェネティックエキスパート認定制度委員会は委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

第4章 補 則

(規則の改正)

第16条 この規則は、日本遺伝子診療学会理事会の議を経て、改正することができる。

(その他の基準)

第17条 受験資格の基準、学術活動の基準及びその他必要なことについては、日本遺伝子診療学会理事会の了承を得て、ジェネティックエキスパート認定制度委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則 2014年12月12日から施行する。